

食品安全委員会（第479回会合）議事概要

日 時：平成25年6月24日（月） 13：59～15：19

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 1名、役所 2名、一般 2名

議事概要

(1) 平成24年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

・「グルタミンバリングリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「モランテル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「コリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「サリノマイシンナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「ナラシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

(5) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュ）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。